

県有施設再編等の在り方検討懇話会開催要綱

(目的)

第1 震災復興計画の終了後を見据え、老朽化が進む県関係施設の再編整備や公有地の効果的な活用方策について、所管部局を横断した総合的な検討を行うにあたり、広く有識者からの意見聴取を行うため、県有施設再編等の在り方検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2 懇話会は次の事項について、意見聴取を行うものとする。

- (1) 老朽化した県関係施設の再編・移転等の整備方針に関すること。
- (2) 公有地の効果的な活用方策及び再編・移転等に伴う跡地の利活用に関すること。
- (3) 県有施設再編の基本構想の策定に関すること。
- (4) その他県関係施設の再編等の在り方に係る必要な事項に関すること。

(構成)

第3 懇話会は、別表に掲げる分野から知事が別に定める者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

(座長)

第4 懇話会に座長1名を置く。

- 2 座長は会議の進行を行う。

(会議)

第5 懇話会は知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、懇話会に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6 懇話会の庶務は、宮城県震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3関係）

分 野	構成員数	摘 要
都市計画・まちづくり	1名	
行政評価	1名	
観光・集客	1名	
文化振興	1名	
福祉	1名	
財務・会計	1名	